

第3期八雲町総合計画策定支援業務
プロポーザル実施要領

令和8年4月

八雲町

1 業務の目的

本業務は、町の総合かつ計画的な行政運営を図るため、令和10年度を初年度とする八雲町総合計画の策定することを目的とする。総合計画は、様々な社会経済情勢の変化や時代の潮流を的確に捉え、新たなまちづくりの指針を示すものであり、八雲町の関連計画や国・道の分野別計画、関連計画との整合性を図り、効果的で実行性の高い計画を策定するため、これらの作業支援について、知識、技術、経験を有する優れた企画提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3期八雲町総合計画策定支援業務

(2) 履行場所

二海郡八雲町住初町138番地

(3) 業務内容

第3期八雲町総合計画策定支援業務仕様書による

(4) 履行期間

契約締結の日から令和10年2月末日

本業務は令和8年度及び令和9年度の2か年で行う

(5) 本業務に係る委託料の上限額

13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、各年度の支払い上限額は次のとおりとし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、第3期八雲町総合計画策定支援業務プロポーザルの規模を示すためのものであり、最終的な実施内容、契約金額については、この上限額を超えない範囲とし、当町と調整したうえで決定する。

令和8年度：5,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度：7,370,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 経費負担

企画提案書等作成作業を含め、本プロポーザルの応募に係る一切の経費は事業者の負担とする。

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

応募資格を有する事業者は、単体であって、次に掲げる要件すべてを満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

エ 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第3条第1項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 公告日から過去5年間に、次に掲げるいずれかの業務を受注し完了した実績を有すること。

- (1) 市町村の総合計画策定業務
- (2) 市町村の総合戦略策定業務

4 参加手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により申し込みをし、参加資格の審査を受けること。期限までに参加希望の申し出がない場合は、提案を受け付けない。

(1) 申込期限

令和8年5月15日（金）17時まで

(2) 申込方法

プロポーザル参加意向申出書【様式第1号】を電子メールで提出

提出先メールアドレス：seisaku@town.yakumo.lg.jp

(3) 添付書類

(i) 同種同業務実績表 【様式第2号】

※テクリスなど同種同業務実績がわかるものの提出に代えても差し支えない

(ii) 会社概要書 【様式第3号】

※会社概要がわかる会社案内パンフレット等に代えても差し支えないが電子データで提出すること

(4) 確認結果

令和8年5月20日（水）までに、参加資格確認結果を電子メールにて送付する。

5 プロポーザル等に関する質問の受付及び回答について

(1) 受付期間

令和8年4月24日（金）～令和8年5月22日（金）12時必着

(2) 質問方法

質問書【様式第4号】を電子メールで提出

提出先メールアドレス：seisaku@town.yakumo.lg.jp

(3) 質問書の回答

質問に対する回答は、町ホームページに随時掲載する。

(4) その他

①企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本事業及び本プロポーザルに関係の無い内容、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

②質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

③質問書（メール提出）以外の方法での質問は受け付けない。

6 提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加が認められた応募者は、別紙 仕様書を踏まえ、次により提案書等を提出すること。また、提出ファイル形式はPDFとする。

なお、提案書等（紙媒体）を5部、下記提出期限・提出先まで郵送すること。郵送が間に合わない等やむを得ない場合は、プレゼンテーション当日に持参すること。（ファイリング等は任意）

(1) 提出期限

令和8年6月10日（水）17時必着

(2) 提出方法

電子メールで、メールタイトルは次のとおりとすること。

【〇〇（提案者名）】第3期八雲町総合計画策定支援業務プロポーザル提案書

(3) 提出先

〒049-3192

北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町政策推進課企画係

提出先メールアドレス：seisaku@town.yakumo.lg.jp

(4) 提出書類

①企画提案書

提案書表紙のみ指定様式【様式第5号】。その他は任意様式による。

なお、企画提案書の任意の場所に7（3）のどの評価項目に該当しているか明示しておくこと。

②実施体制調書

指定様式【様式第6号】による。

③業務工程

任意様式による。

④見積書

任意様式による。年度別内訳や積算内訳も提出すること。

7 審査、評価及び選定について

(1) 審査会の設置

提案書等の審査及び評価は、第3期八雲町総合計画策定支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①6の提案書等を提出した者（以下、「提案者」という。）について、下記の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。詳細が決まり次第、提案者に通知する。

(i) 日時：令和8年6月12日（金）午前中を予定

(ii) 会場：八雲町役場3階 議員控室（二海郡八雲町住初町138番地）

- (iii) 参加人数：4名以内
- (iv) 時間配分：30分以内（プレゼンテーション20分以内・質疑応答10分程度）
- ②大型モニター（HDMIケーブル）は本町で用意する。プレゼンテーションに使用するパソコン等については、提案者で用意すること。
- ③プレゼンテーションは、提出書類に記載された内容に限るものとし、資料の追加配布は認めない。
- ④質疑に対する応答は、審査会内で応答し、持ち帰りはしないこと。

(3) 選定基準

審査及び主な評価項目は、次のとおりとする。

| 評 価 項 目 | |
|------------------|--|
| 基礎調査・分析 | 社会環境の変化や時代潮流の動向等の整理・分析について、考え方や手法が具体的でわかりやすく提案されているか |
| | 本町の現状・課題・特性を把握し、国や道等の動向と比較するなどの工夫を凝らしたものとなっているか |
| 計画全体に対する提案 | 第3期八雲町総合計画の策定の視点や方向性について、本町の現状・課題・特性を踏まえた提案となっているか |
| | 基本構想・基本計画は妥当な構成で、分かりやすく見やすいデザイン性となっているか |
| アンケート調査結果の活用 | 町民アンケート調査や団体アンケート調査の結果の活用が具体的に提案されているか。 |
| 計画策定に関する具体的な支援方法 | 原稿素案の作成、各種会議の運営等、計画策定に関する具体的な支援方法が示されているか |
| 独自提案 | 仕様書に示された事項以外に、本町にとって有効な独自提案が示されているか |
| 業務遂行体制 | 業務内容に見合った人員を配置し、スケジュールは妥当なものとなっているか |
| 担当者の説明能力 | 提案内容を明確に説明しているか。また、審査員の質問に対して的確に回答しているか |
| 業務実績 | 過去に関連業務の受託実績はあるか |
| 見積価格 | 見積価格は適正に算定されているか |

(4) 選定

- ① 審査会において、提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の優先交渉事業者に選定する。結果については、審査後速やかに提案者に対し電子メールにて通知するとともに八雲町ホームページにおいて公表する。

- ② 最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉事業者とする。
 - ③ 提案者が1事業者のみであった場合であっても審査会を行うものとし、審査の結果、評価項目合計の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たす場合は当該提案者を本業務の優先交渉事業者とする。
 - ④ 優先交渉事業者は、改めて見積書を提出すること。
- (5) 契約形態
優先交渉事業者との協議による。

8 失格条項等

提案者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、プロポーザルを無効とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類の不足、虚偽の内容の記載があった場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、審査会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 提出書類の提出期限以降において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

9 契約の内容等

- (1) 町は、最優秀となった応募事業者を契約交渉相手として、契約交渉を行う。
ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不能となった場合には、優秀者を契約交渉相手方とする。
- (2) 契約者
八雲町
- (3) 契約書作成の要否
必要とし、電子契約とする。ただし、やむを得ない場合は契約書を持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明書付書留郵便）とする。
- (4) 契約保証金
契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結し、八雲町を債権者とする履行保証証券を提出したとき。

なお、提出される証書の保証期間は、工期から2週間以上の期間が含まれていること。また、設計変更により請負金額が増加する場合には変更後の契約金額の100分の10に相当する額以上となるよう契約保証書を、工期が延長となる場合には、延長された工期から2週間以上の期間が含まれるよう変更保証書を提出することとする。

10 その他

- (1) 参加意向申し出以降に辞退する場合は、6月10日（水）までに提案辞退届（任意様式）を電子メールにより提出することとし、辞退後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。
- (2) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出後の提案書等の撤回、訂正、差し替えは、町から指示があった場合を除き認めない。
- (5) 提出された提案書等は、提案者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、提案書等の複製、保存等を行う。
- (6) 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、八雲町が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提案書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、応募者に電子メールで通知する。

| 日 程 | 内 容 |
|--|-------------------|
| 令和8年 4月 24日（金） | 関係書類公表 |
| 令和8年 5月 15日（金）17時まで | 参加希望申込期限 |
| 令和8年 4月 24日（金）～ 令和8年 5月 22日（金）12時まで | 質問受付期間 |
| 質問受付後、随時町ホームページに公表する | 質問に対する回答 |
| 令和8年 5月 20日（水） | 参加資格確認結果通知書送付 |
| 令和8年 6月 10日（水）17時必着 | 企画提案書等提出期限 |
| 令和8年 6月 10日（水）17時必着 | 辞退届提出期限 |
| 令和8年 6月 12日（金）午前中（予定） | プレゼンテーション審査 |
| 令和8年 6月 16日（火） | 選定結果通知書送付 |
| 令和8年 6月中旬～下旬 | 優先交渉事業者との調整、契約手続き |